

軽度者に係る例外的な福祉用具貸与の取扱いについて

福祉用具	貸与が認められる場合	可否の判断基準	手続き
車いす及び車いす付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7: 歩行「3.できない」	(A)
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定支援事業者が判断)	(B)
特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4: 起き上がり「3.できない」	(A)
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3: 寝返り「3.できない」	(A)
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3: 寝返り「3.できない」	(A)
認知症老人徘徊感知機器	次の①②いずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある	①基本調査 3-1: 意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 3-2～3-7 のいずれか「2.できない」 または 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む	(A)
	②移動において全介助を必要としない	②基本調査 2-2: 移動「4.全介助」以外	
移動用リフト (つり具の部分を除く) ※(1)～(3)のいずれかに該当	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8: 立ち上がり「3.できない」	(A)
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1: 移乗「3.一部介助」または「4.全介助」	(A)
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定支援事業者が判断)	(B)
自動排泄処理装置 ※(1)(2)のいずれかに該当	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6: 排便「4.全介助」	(A)
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1: 移乗「4.全介助」	(A)

基本調査の結果では例外給付の対象とならない事例であっても、次のいずれかに該当する旨が医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断された場合においては、例外的に貸与を認める。 ①状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって全介助が必要になる 【例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象】 ②状態が急速に悪化し、短期間のうちに全介助が必要になると確実に認められる 【例:がん末期の急速な状態悪化】 ③身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等の医学的判断から全介助が必要になると確実に認められる 【例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避】	(C)
--	-----

★例外給付の手続き

要介護1以下の方(自動排泄処理装置については要介護3以下の方)で、上記の福祉用具の例外的な貸与を希望する場合は、以下のとおり、保険者への連絡又は理由書等の提出を、**原則実施月の前月まで**に行ってください。**(提出が遅れる場合は、保険者へ必ずあらかじめ連絡をいれること)**

また、認定更新時期に見直しを行いますので、**継続貸与希望の場合は、必要性を検討の上、理由書等の提出をお願いします。**

◎手続きの方法(上記表の「手続き」欄の記号参照)

- (A)の場合: 認定調査結果で該当する場合は、保険者へ**下記②・③の書類の提出が必要。**
(B)の場合: (A), (C)に該当しないが、ケアマネジメントに基づき必要と判断される場合は、**下記①～③の書類の提出が必要。**
(C)の場合: (A), (B)に該当しないが、医師の医学的所見に基づき必要と判断される場合は、**下記①～④の書類の提出が必要。**

◎例外給付に必要な提出書類

- ①福祉用具貸与の意見書…介護支援専門員、福祉用具貸与事業者がそれぞれ記載したもの
- ②居宅サービス計画書(1), (2)又は介護予防サービス・支援計画書
- ③サービス担当者会議の記録…福祉用具貸与の理由を位置付けた内容を記載
- ④主治医意見書や医師の診断書、主治医連携シート等で、医師の医学的所見が確認できる書類
(担当介護支援専門員が医師から聴取した確認を含む)

＜お問い合わせ＞ 多治見市役所高齢福祉課介護保険グループ (0572)23-5826(直通)